会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく事後備置書類

株式会社不二家

2024年6月1日

東京都文京区大塚二丁目15番6号
株式会社不二家
代表取締役社長　河村宣行　印

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく事後備置書類

当社は、2024年2月21日付で株式会社不二家福島（以下「不二家福島」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2024年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、不二家福島を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に際し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1．本合併が効力を生じた日
2024年6月1日

2．吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

不二家福島は、当社の完全子会社でありましたので、会社法784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

不二家福島は、当社の完全子会社でありましたので、会社法785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

不二家福島は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

不二家福島は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2024年4月15日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第796条の2の規定による本合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第２項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第797条第１項の規定による株式の買取請求はできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第２項及び第３項の規定に基づき、2024年４月15日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、不二家福島からその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

５．会社法第782条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

６．会社法第921条の変更の登記をした日

2024年６月３日（予定）

７．上記のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

別紙

（吸収合併消滅会社が備え置いた書面：添付のとおり）

会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく備置書類

株式会社不二家福島

2024年４月15日

福島県伊達市下川原28番地
株式会社不二家福島
代表取締役社長　野地正幸

会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく備置書類

当社は、2024年２月21日に株式会社不二家との間で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、2024年６月１日を効力発生日として、本合併契約に基づき、株式会社不二家を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に際し、会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

１．本合併契約の内容

資料１をご参照ください。

２．合併対価の相当性に関する事項

株式会社不二家は、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

また、本合併による株式会社不二家の資本金及び資本準備金の額の変更はありません。

３．新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．株式会社不二家に関する事項

(1)最終事業年度に係る計算書類等

資料２をご参照ください。

(2)最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

５．当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6．吸収合併が効力を生ずる日以後における株式会社不二家の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の株式会社不二家の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが想定されており、本合併後の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されていません。よって、本合併後における株式会社不二家の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

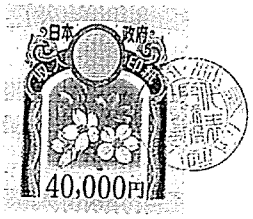
資料１

（合併契約書：添付のとおり）

合　併　契　約　書

株　式　会　社　不　二　家

株　式　会　社　不　二　家　福　島



合併契約書

株式会社不二家（以下「甲」という。）及び株式会社不二家福島（以下「乙」という。）とは、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第２条　甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1)甲　：吸収合併存続会社
　商号：株式会社不二家
　住所：東京都文京区大塚二丁目 15 番６号

(2)乙　：吸収合併消滅会社
　商号：株式会社不二家福島
　住所：福島県伊達市下川原 28 番地

（合併に際して交付する金銭等）

第３条　甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第４条　本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（株主総会）

第５条　甲は会社法第 796 条第２項の規定により、乙は同法第 784 条第１項の規定により、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

（吸収合併の効力発生日）

第６条　本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年６月１日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第７条　乙は、2023年12月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

２　乙は、2024年１月１日から効力発生日に至るまでの乙の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（従業員の処遇）

第８条　甲は、効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、甲及び乙が協議のうえ、効力発生日の前日までにこれを決定する。

（会社財産の管理等）

第９条　甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを実行する。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第10条　本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第11条　本契約は、効力発生日の前日までに、法令に基づき本合併に必要とされる関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第12条　本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

2024年2月21日

甲　東京都文京区大塚二丁目15番6号
株式会社不二家
代表取締役社長　　河村　宣行

乙　福島県伊達市下川原28番地
株式会社不二家福島
代表取締役社長　　野地　正幸

資料２

（株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等：添付のとおり）

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

事　業　報　告

(2023年１月１日から2023年12月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

区分＼期別	当連結会計年度(第129期) (自2023年１月１日 至2023年12月31日)	前連結会計年度(第128期) (自2022年１月１日 至2022年12月31日)	対前期比	増　減
	百万円	百万円	%	百万円
売　上　高	105,534	100,614	104.9	4,920
営　業　利　益	1,374	4,334	31.7	△2,959
経　常　利　益	2,104	5,545	38.0	△3,440
親会社株主に帰属する当期純利益	969	3,376	28.7	△2,406

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の各種政策の効果により景気は緩やかに回復しておりますが、食品業界においては、原材料・エネルギー価格の高騰や食品値上げに対するお客様の節約志向の高まりにより厳しい状況となりました。

このような状況下にあって当社グループは、お客様に、より良い商品と最善のサービスの提供を心掛け、売上と利益の確保につとめてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、1,055億34百万円（対前期比104.9%）と、前期の実績を上回りました。

一方、利益面では、製品規格の変更や省人化などによる生産性向上をはかってまいりましたが、原材料・エネルギー価格の著しい高騰や人件費の上昇がありました。洋菓子事業においては在庫の適正化に向けた不良在庫の処分及びそれに伴う一時的な生産減による労務費率の悪化、製菓事業においては価格改定による販売数量の減少が大きく影響し、営業利益は13億74百万円（対前期比31.7%）、経常利益は21億４百万円（対前期比38.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は９億69百万円（対前期比28.7%）となりました。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

「事業別売上高」

事業別＼期別		当連結会計年度（第129期）2023年1月1日から2023年12月31日まで		前連結会計年度（第128期）2022年1月1日から2022年12月31日まで		対前期比	増減
		売上高	構成比	売上高	構成比		
		百万円	%	百万円	%	%	百万円
洋菓子事業	洋菓子	25,188	23.9	25,189	25.0	100.0	△0
	レストラン	5,712	5.4	4,818	4.8	118.5	893
	計	30,900	29.3	30,007	29.8	103.0	893
製菓事業	菓子	66,927	63.4	62,713	62.3	106.7	4,213
	飲料	4,479	4.2	4,698	4.7	95.3	△219
	計	71,407	67.6	67,412	67.0	105.9	3,994
その他		3,227	3.1	3,194	3.2	101.0	33
合計		105,534	100.0	100,614	100.0	104.9	4,920

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜洋菓子事業＞

当社単体の洋菓子においては、洋菓子チェーン店にて産地・品種にこだわった原料を使用した『厳選素材製品』や旬の国産フルーツを使用した期間限定の『宝石箱』シリーズを展開するなど、お客様に選ぶ楽しさを提供してまいりました。夏場の記録的な猛暑の影響や不採算店、後継者不足等のフランチャイズ店の閉鎖によって、当連結会計年度末の不二家洋菓子店の営業店舗数が939店と前期に比べ15店減少したこともあり、洋菓子店の売上は前期の実績には届きませんでした。そのような中、新たな取り組みとして第３四半期以降、冷凍スイーツ自動販売機の設置活動を促進し、クリスマスにおいては、ケーキの予約受付を店頭のほか、Webでも実施したことにより販売数量が大きく伸長し、洋菓子店の売上は回復傾向となりました。

広域流通企業との取り組みについては、新規販路の拡大に加え、マカロンなど当社の技術力を活かした製品や「横浜元町で生まれた不二家の２個入りケーキ」など生産性の高い洋菓子ラインを活用した製品の提案を積極的に行った結果、売上は好調に推移いたしました。

レストラン事業では、メニュー及び価格の一部見直しによる客単価アップ、新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた客足の回復に加え、これまで取り組んできた美化改装の効果や新規開店の売上寄与もあり、売上高は57億12百万円（対前期比118.5%）と前期の実績を上回りました。

㈱ダロワイヨジャポンでは、主力製品であるマカロン及び自社キャラクター商品の販売が好調に推移し、売上は前期の実績を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における洋菓子事業全体の売上高は309億円（対前期比103.0%）となりましたが、利益面では、卵や油脂、砂糖など原材料価格の高騰や不良在庫の処分の影響により、減益となりました。

＜製菓事業＞

当社単体の菓子においては、テレビコマーシャルやデジタル広告配信、各種キャンペーン等の販売促進活動の効果もあり、主力ブランド製品である『ホームパイ』や『ミルキー』の販売

が好調に推移いたしました。また、３月の価格改定を機に「19枚カントリーマアム」等の大袋製品の販売数量が減少し苦戦しておりましたが、９月における「ハートチョコレート」や「ショコラウェファース」などの『ハート』シリーズの拡販に加え、10月には期間限定で『カントリーマアム』や『ホームパイ』等の増量品を発売するなどの取り組みを行った結果、売上は前期の実績を上回りました。

不二家（杭州）食品有限公司では、第３四半期までは売上は回復傾向で推移したものの、第４四半期に入り、中国国内の景気減速に加え、中国政府による日本製品の輸入制限もあり、前期の売上を確保するまでに留まりました。

以上の結果、当連結会計年度における製菓事業全体の売上高は714億７百万円（対前期比105.9%）となりましたが、利益面では、規格や価格を改定した製品の販売数量減少の影響により、減益となりました。

＜その他＞

ライセンス事業、不動産賃貸事業及び㈱不二家システムセンターのデータ入力サービスなどの事務受託業務の売上高は、32億27百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、69億８百万円（リース資産投資１億82百万円を含む）であります。主なものは、チョコ生ラインフリーザー更新による品質向上や省人・省エネルギー等に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました資金調達につきましては、経常的な調達のほかは、増資や社債の発行等による調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境につきましては、食品値上げによるお客様の節約志向に加え、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇の懸念もあり、依然として厳しい状況が続くと予測されます。

このような状況にあって当社グループは、洋菓子、製菓の両事業を併せ持つという強みを活かして売上と利益の確保につとめてまいります。

各事業別の主な取り組みは次のとおりです。

＜洋菓子事業＞

洋菓子では、原材料・エネルギー価格の高騰等に対して、ケーキ類の集約生産や新たな生産設備を導入して効率化を促進し、生産性向上をはかることにより対応してまいります。

チェーン店においては、第129期に刷新した洋菓子店のVI（ビジュアルアイデンティティ）に基づいた店舗改装や包装資材のリニューアルを促進してまいります。

製品施策においては、産地・品種にこだわった原料を使用した『厳選素材製品』の品揃えの充実をはかってまいります。

また、新規の取り組みとして冷凍スイーツ自動販売機の設置推進、Web販売の強化など多様化する購入方法への対応や「ミルキードーナツ」専門店など新たなコンセプトショップの開設を通じて顧客の拡大に取り組んでまいります。

広域流通企業との取り組みについては、海外輸出の強化や半生菓子分野への参入など、新たな販路の開拓につとめてまいります。

レストランでは、新規出店及び既存店舗の改装を促進させ、ケーキ類の拡販やメニュー強化に取り組むとともに、セルフオーダーシステムの導入等により、業務効率化・省人化をはかり、収益性を高めてまいります。

＜製菓事業＞

菓子では、『カントリーマアム』、『ホームパイ』を主力に「チョコまみれ」をはじめとする『まみれワールド』製品の拡販に取り組み売上増をはかるとともに、主力生産ラインの稼働を促進させてさらなる生産性向上につなげ、収益性を高めてまいります。

さらに、本年は『ネクター』の発売60周年に当たり、『ネクター』の新製品及び拡大しているグミ市場に向けた「ネクターグミ」を発売し、テレビコマーシャル等の販売促進活動を積極的に展開してキャンペーンを盛り上げてまいります。

海外事業の不二家（杭州）食品有限公司においては、中国経済停滞の影響が懸念されますが、主力製品の『ポップキャンディ』を軸に、新規設備を導入して生産するグミ製品や業務提携によるキャラクター菓子製品の拡販に注力するなど、売上確保に取り組んでまいります。

ベトナムにおいては、設立した合弁会社を通じて、2025年10月の工場稼働に向けて、現地における販売活動及び新製品開発を促進し、海外事業の売上伸長を目指してまいります。

上記すべての事業活動において安全・安心な製品の製造・販売に際し、ＦＳＳＣ22000（食品安全マネジメントシステムに関する国際規格）を含め、事業の基盤となる食品安全衛生管理を着実に実行するとともに、労災ゼロ、異物混入クレームゼロを目標に、業務に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われますが、前記の各施策を着実に実行し、業績の向上を目指してまいります。

また、親会社の山崎製パン株式会社との連携を強化し、グループ全体の総合力を発揮して、持続的な企業価値の向上と不二家ブランドの強化につとめ、事業の発展を目指します。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第126期 (2020年度)	第127期 (2021年度)	第128期 (2022年度)	第129期 (2023年度)
売上高（百万円）	99,085	104,751	100,614	105,534
経常利益（百万円）	3,036	5,218	5,545	2,104
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,046	3,173	3,376	969
1株当たり当期純利益	40円59銭	123円11銭	130円99銭	37円62銭
総資産（百万円）	71,367	75,720	83,712	83,125
純資産（百万円）	50,284	54,356	59,165	60,640
1株当たり純資産額	1,871円39銭	2,012円23銭	2,130円59銭	2,170円11銭

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3．1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は山崎製パン株式会社であり、同社は当社の株式を14,021千株（議決権比率54.4%）保有しております。

当社は、山崎製パン株式会社に対して当社製品を販売し、山崎製パン株式会社より同社製品の仕入を行い、また同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。

② 親会社との取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、製品の仕入、販売及び事務業務の委託並びに不動産の賃貸の取引を実施しておりますが、当該取引を実施するに当たっては、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等に留意し、合理的な根拠に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、当該取引を実施するに当たっては、法令に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を確認するとともに、以下の特別委員会の意見を踏まえたうえで取引実施の可否を決定しており、当社取締役会としては、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

当社は、独立役員のうち3名を構成員とする特別委員会を設置しており、当該委員会において親会社との重要な取引及び行為について、取引・行為の必要性、合理性及び条件の相当性を含め、審議・検討を行っております。

ハ．重要な財務及び事業の方針に関する契約等

当社は、親会社との間で製品の相互販売、相互ＯＥＭ生産、共同原材料調達、共同プロモーションの展開、販売拠点の共同開発、物流の共同化等の重要な事業の方針に関する業務資本提携契約を締結しております。

③　子会社の状況（2023年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダロワイヨジャポン	50百万円	100.0%	洋菓子、パン、アイスクリーム及び惣菜類の製造、販売
不二家乳業株式会社	64百万円	100.0%	飲料及び乳製品の製造、販売
株式会社不二家システムセンター	100百万円	100.0%	事務受託業務及びアウトソーシング受託
株式会社不二家福島	30百万円	99.5%	フルーツの加工、菓子類の製造、販売
不二家（杭州）食品有限公司	110百万人民元	71.6%	キャンディ、焼菓子等菓子類の製造、販売
株式会社不二家神戸	50百万円	100.0%	和洋菓子の製造、販売
日本食材株式会社	30百万円	50.7%	チョコレート、キャンディ等菓子類の製造、加工、及び販売

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

洋菓子事業	ケーキ、ベーカリー、デザート等洋菓子類、チョコレート、キャンディ等菓子類及びアイスクリームの製造、販売並びに喫茶及び飲食店の経営
製菓事業	チョコレート、キャンディ、パイ、クッキー等菓子類及びネクター、レモンスカッシュ等嗜好飲料並びに乳製品等菓子・食品の製造、販売

(8) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

①当社本店　　東京都文京区大塚二丁目15番６号

②洋菓子事業

部門	名称及び所在地
直営店舗	数寄屋橋店、西洋菓子舗三越銀座店、Peko chan House サンシャインシティアルタ店、ダロワイヨ自由が丘本店（東京）、ららぽーと湘南平塚店、アトレ川崎店（神奈川）、ららぽーと東京ベイ店（千葉）、鳩ヶ谷坂下店（埼玉）、西洋菓子舗名古屋栄三越店（愛知）、西洋菓子舗ＪＲ京都伊勢丹店（京都）、桃山台店（大阪）、ショッパーズ福岡店（福岡）等
フランチャイズ店舗	長沼店（北海道）、いわき小島店（福島）、大胡モール店（群馬）、境長井戸店（茨城）、綾瀬店、イオン昭島店、飯田橋店（東京）、稲田堤店（神奈川）、旭店（千葉）、イオン羽生店、所沢北野店（埼玉）、土岐店（岐阜）、刈谷築地店（愛知）、伏見店（京都）、マックスバリュ平野店（大阪）、鳥取桜ヶ丘店（鳥取）、エミフルＭＡＳＡＫＩ店（愛媛）、ゆめタウン八女店（福岡）等
工場	埼玉工場（埼玉）、野木工場（栃木）、泉佐野工場（大阪）、吉野ヶ里工場（佐賀）、山形工場（山形）、㈱不二家神戸（兵庫）等

③製菓事業

部門	名称及び所在地
営業部統括部	広域営業部、輸出営業部、首都圏（東京）、近畿・中四国（大阪）、中部（愛知）、九州（福岡）、北海道・東北（宮城）
工場	平塚工場、秦野工場（神奈川）、富士裾野工場（静岡）、㈱不二家福島（福島）等

(9) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,409名	28名増

（注） 上記のほか、臨時従業員が期中平均3,234名おります。

(10) 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	400百万円
株式会社三井住友銀行	100
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
農林中央金庫	100

2．会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株
(2) 発行済株式の総数　25,775,880株（自己株式8,779株を除く）
(3) 当事業年度末の株主数　50,455名（前期末比4,129名増）
(4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
山崎製パン株式会社	14,021,300株	54.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,082,900	4.2
不二家不二栄会持株会	866,500	3.3
株式会社バンダイナムコホールディングス	500,000	1.9
藤井　林太郎	127,444	0.4
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	125,000	0.4
GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE	124,996	0.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	115,400	0.4
損害保険ジャパン株式会社	98,466	0.3
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	82,000	0.3

（注） 持株比率は自己株式（8,779株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
山　田　憲　典	代表取締役会長	
飯　島　幹　雄	取締役副会長	山崎製パン株式会社取締役副社長 株式会社東ハト代表取締役社長
河　村　宣　行	代表取締役社長	不二家（杭州）食品有限公司董事 B-R サーティワンアイスクリーム株式会社取締役
宮　崎　　広	専務取締役	経営企画、総務人事、経理担当
瓜　生　　徹	専務取締役	洋菓子事業本部、菓子事業本部、購買、Ｅコマース担当、洋菓子事業本部長
富　永　寿　哉	常務取締役	キャラクター・ライセンス担当、菓子事業本部長
古　田　　健	取締役	海外事業担当、菓子事業本部生産本部長、ベトナム事業推進プロジェクトリーダー
高　橋　俊　裕	取締役	ＩＴｂｏｏｋホールディングス株式会社社外取締役
中　野　武　夫	取締役	東京建物株式会社社外取締役
村　岡　香奈子	取締役	弁護士、日本光電工業株式会社社外取締役
酒　井　美　紀	取締役	
神　長　善　次	取締役	株式会社東ハト社外監査役
中　島　清　隆	常勤監査役	
弘　中　　徹	監査役	弁護士、弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員
佐　藤　元　宏	監査役	公認会計士、公認会計士佐藤元宏事務所所長

（注）１．取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次の５氏は社外取締役であります。
２．監査役弘中徹及び佐藤元宏の両氏は社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、神長善次及び社外監査役佐藤元宏の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
４．当社は、取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次並びに監査役弘中徹及び佐藤元宏の７氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円もしくは会社法第425条第１項の最低責任限度額のいずれか高い額としております。
５．当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者（取締役・監査役全員）の保険料は当社が全額負担しております。
当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は当該契約の免責事項としております。
① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
６．監査役佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます）を取締役会で決議しております。決定方針の内容は以下のとおりです。

当社は、多様で優秀な人材を確保するために、同業種他社及び他業種同規模他社の報酬水準を参酌しつつ、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本としております。取締役の報酬は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、社外取締役以外の取締役については、役位に応じた固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみで構成されており、経営成績及び取締役の業績等を勘案して、年俸を見直すこととしております。社外取締役の報酬は固定報酬（年俸制・月例現金報

酬）のみとしております。

取締役の報酬額は、株主総会で認められた報酬額の枠内で、取締役会から委任を受けた報酬会議により定めております。報酬会議は、会長、社長及び総務人事本部長により構成され、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定し、決定内容を取締役会に報告することとしております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会から委任を受けた報酬会議は、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額を決定しております。こうした手続きを経て、当該報酬額が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2023年３月23日開催の第128期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は５名）であります。

監査役の報酬の限度額は、2017年３月24日開催の第122期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役は２名）であります。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定することを報酬会議に委任しております。

当該権限を委任した理由は、当社全体の経営成績及び取締役の業績等を勘案した年俸の見直しは、代表取締役を構成員に含む報酬会議で行うことが適しており、また、独立社外取締役の意見を聴取したうえで会議体の合議を通じて決定することにより、報酬に関する独立性・客観性を高めるためであります。

報酬会議で決定された取締役の報酬額は、取締役会に報告する措置を講じております。

報酬会議の構成員は、代表取締役会長　山田憲典、代表取締役社長　河村宣行、常務執行役員総務人事本部長　佐野正樹の３名であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （内社外取締役）	13名 （５名）	343百万円 （72百万円）	— （—）	— （—）	343百万円 （72百万円）
監査役 （内社外監査役）	４名 （２名）	45百万円 （24百万円）	— （—）	— （—）	45百万円 （24百万円）
合　計 （内社外役員）	17名 （７名）	388百万円 （96百万円）	— （—）	— （—）	388百万円 （96百万円）

（注）１．上表には、2023年３月23日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	高橋俊裕	ＩＴｂｏｏｋホールディングス株式会社社外取締役	当社と左記法人との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	中野武夫	東京建物株式会社社外取締役	当社と左記法人との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	村岡香奈子	宏和法律事務所　弁護士 日本光電工業株式会社社外取締役	当社と左記法人等との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	神長善次	株式会社東ハト社外監査役	当社は左記法人との間で相互に商標等使用許諾契約に基づくロイヤリティの支払いがありますが、いずれも当社及び同社の連結売上高の１％未満と僅少であります。
監査役	弘中徹	弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員	当社は左記事務所所属の同氏以外の弁護士と顧問契約を締結しております。
監査役	佐藤元宏	公認会計士佐藤元宏事務所所長	当社と左記事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	高橋俊裕	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	中野武夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	村岡香奈子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	酒井美紀	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。社会貢献や情報発信などの観点から有意義な発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	神長善次	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。豊富な国際経験と国際情勢に関する知見に基づき積極的に発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
監査役	弘中徹	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行っております。
監査役	佐藤元宏	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	61百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
① 当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。
② 当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。
② 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営に当たっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。
③ 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。
④ 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。
⑤ 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報は秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。
⑥ 当社及び当社グループ会社の役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。

⑦　当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通し反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

①　当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。

②　当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。

②　当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。

③　当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、取締役会を月１回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

②　当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。

③　当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、当社グループ会社の管理に関する規程（関係会社管理規程）を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。

②　当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。

③　当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。

④　当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。

⑤　当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。

⑥　当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。

② 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。

(7) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取する。

② 当社及び当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。

③ 当社及び当社グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

④ 当社の内部通報制度を担当する役職員は、当社及び当社グループ会社の役職員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。

⑤ 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的に実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。

③ 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。

④ 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長の直轄組織であるコンプライアンス委員会を２回開催し、コンプライアンスの状況等の報告及び把握、対応策の協議を行いました。また、役員及び従業員に対する教育及び研修を拠点ごとに合計128回開催し、コンプライアンスに関する情報等を共有してそれぞれの職場で活かせるよう、指導を行いました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の記録、取締役会規則をはじめとした各会議の規程及び職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を４回開催し、想定されるリスク等に対応するとともに、リスク管理に関する情報共有及び管理を徹底しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役５名を含む12名の取締役で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は14回開催され、重要事項の決定や各業務執行取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え審議を行いました。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社社長が参加する関係会社経営報告会を開催したほか、週次・月次でグループ会社から報告を受けております。当社グループ全体のリスクマネジメント実施のため、当社代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を４回開催し、グループ会社において想定されるリスク等について協議・対応いたしました。

また、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告させるとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づいて、当社の各担当部署において承認もしくは決裁等を実施しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置しており、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行しております。

(7) 当社及び当社グループ会社の役職員から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、定期的に開催されるコンプライアンス委員会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を４回実施したほか、会計監査人及び内部監査を実施している監査室とも定期的に連絡会を開催し、監査に関連する情報の収集を行っております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)　　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,516	流動負債	14,182
現金及び預金	3,719	買掛金	5,604
受取手形	12	短期借入金	660
売掛金	13,257	リース債務	175
商品及び製品	2,754	未払金	2,490
仕掛品	258	返金負債	2,071
原材料及び貯蔵品	1,865	未払費用	1,145
前払費用	498	未払消費税等	544
関係会社短期貸付金	4,205	未払法人税等	160
その他	638	前受金	38
貸倒引当金	△693	賞与引当金	344
固定資産	33,633	設備関係電子記録債務	619
有形固定資産	24,471	その他	329
建物	6,853	固定負債	2,716
構築物	981	リース債務	230
機械及び装置	9,092	退職給付引当金	1,877
車両運搬具	25	資産除去債務	62
工具器具及び備品	477	預り保証金	545
土地	5,129	負債合計	16,898
リース資産	525	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,386	株主資本	43,060
無形固定資産	1,377	資本金	18,280
借地権	14	資本剰余金	4,065
商標権	514	資本準備金	3,859
ソフトウェア	791	その他資本剰余金	205
その他	57	利益剰余金	20,732
投資その他の資産	7,784	利益準備金	425
投資有価証券	923	その他利益剰余金	20,307
関係会社株式	2,927	繰越利益剰余金	20,307
出資金	0	自己株式	△17
関係会社出資金	438	評価・換算差額等	190
長期貸付金	232	その他有価証券評価差額金	190
破産更生債権等	17		
長期前払費用	2		
繰延税金資産	1,343		
敷金及び保証金	1,596		
前払年金費用	260		
その他	146		
貸倒引当金	△105	純資産合計	43,251
資産合計	60,150	負債・純資産合計	60,150

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2023年1月1日から
2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		77,386
売上原価	52,856	
売上総利益		24,529
販売費及び一般管理費	25,102	
営業損失		572
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	795	
為替差益	4	
雑収入	53	875
営業外費用		
支払利息	5	
貸倒引当金繰入額	65	
雑損失	35	106
経常利益		196
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	478	478
特別損失		
固定資産廃棄損	32	
減損損失	32	
関係会社株式評価損	64	
投資有価証券評価損	2	
支払補償費	69	200
税引前当期純利益		474
法人税、住民税及び事業税	211	
法人税等調整額	△88	123
当期純利益		351

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年１月１日から
2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	18,280	3,859	205	347	20,806
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△773
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	—	—	—	77	△77
当期純利益	—	—	—	—	351
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	77	△499
当期末残高	18,280	3,859	205	425	20,307

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△16	43,483	127	127	43,610
当期変動額					
剰余金の配当	—	△773	—	—	△773
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	—	—	—	—	—
当期純利益	—	351	—	—	351
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	63	63	63
当期変動額合計	△0	△422	63	63	△359
当期末残高	△17	43,060	190	190	43,251

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び貯蔵品は総平均法による原価法

原材料は最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき、また、商標権につきましては、10年～15年の定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当社賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における退職給付債務は4,720百万円、年金資産は2,359百万円、退職給付信託は1,552百万円であります。

また、当事業年度末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、以下のとおりであります。

	退職一時金	確定給付企業年金	合計
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	△2,719百万円	—百万円	△2,719百万円
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算前)	—	260	260
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く)	841	—	841
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除後)	△1,877	—	△1,877
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算後)	—	260	260

5．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 洋菓子事業

洋菓子事業においては、ケーキ、ベーカリー、デザート、アイスクリーム等洋菓子の製造・販売、喫茶及び飲食店の経営を行っております。

直営店における洋菓子の販売・喫茶及びレストランの運営については、顧客に商品または製品を引き渡した時点、飲食サービスを提供した時点でそれぞれ履行義務が充足されることから、顧客から対価を収受した時点で収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価は、概ね履行義務の充足時点にて回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

フランチャイズ加盟店や量販店等への販売については、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、主として製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、販売奨励金またはセンターフィー等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含

む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 製菓事業

製菓事業においては、チョコレート、キャンディ、ビスケット及び飲料等菓子食品の製造及び販売を行っております。

当該販売については、顧客との販売契約で定められた契約条件に基づき、製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を加味した価格を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

６．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II 会計上の見積りに関する注記

１．固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

項　　目	金　　額
減損損失	32
有形固定資産	24,471
無形固定資産	1,377

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「II　会計上の見積りに関する注記　固定資産の減損　２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

III 貸借対照表に関する注記

１．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権　　5,394百万円
関係会社に対する短期金銭債務　　635百万円
関係会社に対する長期金銭債務　　259百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　　69,865百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

３．貸借対照表に計上した固定資産のほかに菓子生産設備の一部営業車両及びパーソナルコンピュータ等の事務機器をリース契約により使用しております。

4．保証債務

関係会社他の営業債務に対する保証

不二家乳業㈱	72百万円
㈱ダロワイヨジャポン	21百万円
合計	94百万円

5．期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当事業年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日期日債権の一部が期末残高に含まれております。

売掛金	2,280百万円

Ⅳ 損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

売上高	6,721百万円
仕入高	4,521百万円
その他の営業取引高	562百万円
営業取引以外の取引高	795百万円

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式(注)	8,602	177	—	8,779

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

VI 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	105百万円
貸倒引当金	243
未払歩戻金	67
未払事業税	33
退職給付引当金	557
資産除去債務償却費	79
退職給付信託設定	684
関係会社株式評価損	466
子会社株式	186
減価償却超過額	253
その他	105
繰延税金資産小計	2,783
評価性引当額	△1,197
繰延税金資産計	1,586
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△82
前払年金費用	△159
繰延税金負債計	△242
繰延税金資産の純額	1,343

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1．親会社

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	山崎製パン㈱	被所有 直接 54.4	当社製品の販売	製品の販売（※1）	5,552	売掛金	797
			同社製品の仕入	製品の仕入（※1）	232	買掛金	14
			当社事務業務の委託	事務委託業務（※5）	69	未払金	5
			当社不動産の賃貸	土地・建物等の賃貸（※6）	87	前受金	12
			当社不動産の賃貸	土地・建物等に関わる保証金の返還（※6）	31	預り保証金	290
			役員の兼務				

2．子会社

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	（株）不二家福島	所有 直接 99.5	同社商品及び製品の仕入	商品及び製品の仕入（※1）	1,208	買掛金	142
			資金の援助	資金の貸付（※2）	—	短期貸付金（※2）	785
			役員の兼務				
子会社	不二家乳業（株）	所有 直接 100.0	同社製品の仕入	製品の仕入（※1）	527	買掛金	49
			資金の援助	資金の貸付（※2）	—	短期貸付金（※2,3）	550
			債務保証	債務保証（※4）	72	—	—
			役員の兼務				
子会社	（株）不二家神戸	所有 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売（※1）	364	売掛金	74
			同社製品の仕入	製品の仕入（※1）	1,269	買掛金	218
			資金の援助	資金の貸付（※2）	90	短期貸付金（※2）	1,970
			役員の兼務				
子会社	日本食材（株）	所有 直接 50.73	同社製品の仕入	製品の仕入（※1）	1,110	買掛金	110
			役員の兼務				

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

※1．上記各社への製品の販売及び仕入については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。

※2．資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、経営再建のための支援の一環として、一部の子会社において利息の減免を行っております。

※3．子会社への貸付及び短期債権に対し、合計523百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当期において合計65百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

※4．債務保証については、当社が保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。なお、経営再建のための支援

の一環として、債務保証料の減免を行っております。
※5．事務業務の委託料については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
※6．不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　　1,677円98銭

2．1株当たり当期純利益　　13円62銭

Ⅸ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記　5．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅹ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社　不二家
取締役会　御中

2024年２月５日

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本多茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石田大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社不二家の2023年１月１日から2023年12月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2023年１月１日から2023年12月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年２月13日

株式会社不二家　監査役会

常勤監査役　中島清隆㊞

監査役　弘中徹㊞

監査役　佐藤元宏㊞

（注）監査役のうち弘中徹、佐藤元宏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上